

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷六十第

行發日一月五年二十正大

論叢

相續税の經濟政策觀

法學博士 神戸 正雄

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

價値の類型と個性

法學士 恒藤 恭

サン・シの社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

本邦自殺の男女別

法學博士 財部 靜治

時論

税法の新改正を論ず

法學博士 小川郷太郎

發明と國力

法學博士 山本美越乃

說苑

水戸烈公の穀物政策

法學士 本庄榮治郎

中世末期に於ける村落の結合を論ず

牧野信之助

雜錄

炭鑛労働者の生計

法學博士 河田 嗣郎

簡易平均法に就いて

經濟學士 岡崎 文規

雜錄

炭坑労働者の生計

河田 嗣 郎

一 我國に於ける鑛業労働者中に在つては、炭坑労働者は其數の上から見て最も重要な地位を占めて居ると謂つて差支ないであらう。從つて炭坑労働者の實狀を經濟的並びに社會的諸方面から觀察することは、甚だ必要で又興味ある所とせなければならぬ。茲に掲ぐる所のものは固より全豹の一斑たるに過ぎぬが、炭坑労働者

の經濟實狀を窺ふ一端として、私が先頃福岡縣田川の三井鑛業所を訪れた際得た材料を其儘捨てるも惜い氣がするまゝに拾録する次第である。此の生計費に關する調査は三井鑛業所では毎月作製せられて居るのだが、茲にはたゞ昨年九月に於けるものを一つだけ掲げて置く。九月を選むだといふことに何の理由もない。たゞそれが私の得た材料の中で新しいものだったからである。

先づ大正十一年九月に於ける同所の労働者三十家族に就いて、其の生活費支出額を其の重要な項目に分類して其の實額と各費目の總支出に對する千分比を示したものを掲ぐれば左の通りである。

第一表 支出費目別調

摘要	三人暮ノ世帯		四人暮ノ世帯		五人暮ノ世帯		六人暮ノ世帯		七人暮ノ世帯		八人暮ノ世帯		計	千分比
	總支出額	一世帯平均額	總支出額	一世帯平均額	總支出額	一世帯平均額	總支出額	一世帯平均額	總支出額	一世帯平均額	總支出額	一世帯平均額		
飲食物費	2,112.00	704.00	2,250.00	562.50	2,375.00	475.00	2,500.00	416.67	2,625.00	375.00	2,750.00	343.75	2,875.00	359.38

第一表に於て各支出項目に於ける費用が總支出に對して有つ歩合を三十家族合計に依て算出した所に就いて見るに、飲食物費が四割三分六厘を占め總費用の殆んど半に達せんとして居るのは、比較的収入額の少き炭坑労働者の生計調査に表はれた結果としては何の不思議もない。之を都會に於ける労働者が飲食物費として支出する所が總支出に對して有する歩合に比較

すればやゝ低きに居る位であつて、それは山間の炭坑地に住む關係からあまり食物に奢らないのと地方一般の物價關係と今一つには又三井鑛業所には購買會の設もあり飲食物が比較的安價に得られるの事に因ることであらう。試に大阪市労働調査報告に示された所を見るに、五十圓以上七十圓以下位の月收入を有する者になつては、食料の歩合は總支出の五割一分強になつ

住宅費	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8
新號燈火	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
被服身廻	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5
醫藥費	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2
育兒費	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
交際費	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8
學業費	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
貯金	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
雜費	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2
合計	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0

て居る。本誌前號所載の獨逸高等官の生計費調査に照して見るも、近時食料費歩合はやはり四割二歩内外になつて居る。

次に住宅費は僅かに五分一厘で之はたしかに都會地方の労働者の之が爲めに費す所に比して小さい。それは固より土地柄によることだが、一つには社宅が供給されて居るからである。次に薪炭燈火費が著しく少額(二分六厘)になつて居るが、之は炭坑一般に石炭が頗る安價に供給せられ燈火も會社から安價に配給さるゝに依る。若しかゝる事情がなかつたならば燃料費は大抵總支出の五分弱位に及ぶであらう。次に被服身廻品費(一割二分一厘)は少し多額のやうである。大阪市の調査では凡そ八分強位にしかなつて居らぬ。獨逸高等官生計費に表はれた所と伯仲の間に在る所から見ても、炭坑労働者は住の方面に費用が少くてすむ所から、やゝ衣の方面に金を費ふものと見てよいであらう。次に交際費の

六分八厘も決して少い方ではあるまい。最後に貯金(二分)は先づ普通で決して此種階級の労働者として我國の現状に於て少い方とは謂へぬ。尙ほ生計費合計額に於て一世帯平均額が、家族員數の増加するに従ひ三人暮五十七圓餘、四人暮八十七圓餘、五人暮七拾五圓弱、六人暮百八圓弱、七人暮百十七圓餘、八人暮百四十一圓弱といふ風に増加して居るのは普通先づそんなものであらう。たゞ表中四人暮の八十七圓餘に對して五人暮七十五圓弱となつて居るのは、調査に用ゐられた家庭に多少異常的な事情を有するものゝ含まれて居た爲めで、主としては四人暮の方に於て被服費と醫藥費と雜費とが多過ぎたが爲めと見られる。

二 次に各世帯に於ける収入と支出との關係に就き、世帯主の收入、一家の全收入、一家の全支出、右兩種收入と支出との歩合關係等を示せば左表の通りである。

第二表 收支調

摘要	世帯数	世帯主収入		世帯全収入		世帯全支出		平均世帯主収入對平均支出額ノ割合	平均世帯全収入對平均支出額ノ割合
		總額	一世帯平均	總額	一世帯平均	總額	一世帯平均		
一家人員	三人暮	2,591	864	2,608	869	2,201	734	1,000	1,000
	四人暮	2,513	628	2,736	684	2,403	751	0,966	0,966
	五人暮	1,782	356	2,011	402	1,808	362	0,955	0,955
	六人暮	2,202	367	2,568	428	2,171	362	0,926	0,926
	七人暮	1,641	234	1,996	285	1,570	224	0,956	0,956
	八人暮	2,405	301	2,605	326	2,270	284	0,956	0,956
計	30	12,883	214	14,508	480	12,550	209	0,911	0,911

備考 平均世帯主収入及び平均世帯全収入ニ對スル平均支出額ノ割合ハ收入一ニ對スル支出ノ割合ヲ示ス

此の第二表に就いて見るに、最も著明に眼につくことは、世帯に於ける主人収入が割合に少く世帯主以外の者の収入が前者の二倍以上甚しきは四倍にも及ぶものあることである。即ち三人暮世帯に在つては世帯主の収入四十一圓餘で世帯主以外の者の収入十二圓、四人暮に於て四十四圓對五十二圓、五人暮に於て三十二圓對四十七圓、六人暮に於て七十三圓對六十一圓、

七人暮に於て三十九圓對八十三圓、八人暮に於ては二十四圓對七十八圓といふ有様である。此の事情は炭坑労働に在つては一家の主人と共に妻も雇傭労働に従事し息子や娘も亦共に働き、労働が餘り熟練を要せざる力仕事たるが爲めに、苟も労働能力ある者は皆出でて稼ぐことが出来、事實そんなのが多いから然るものたるに外ならぬ。

そこで表中世帯主の平均収入に對する平均支出額の割合及び世帯全収入平均に對する平均支出額の割合に就いて見るに、世帯主の収入だけでは支出の總額を支辨するに足らず、一家員數の多きも少きも即ち何人暮の世帯に於ても支出は収入以上に及び少きも四割方多きは五十割近くも後者は前者に超過する有様にある。然るに之を一家の全収入と支出額との割合に於て見れば、支出が収入以上に大なるものは僅かに三人暮の所と八人暮の所とだけであつて、然かも其差は一割足らずと四割足らずとに過ぎず、其他四人暮以上七人暮までの所に於ては支出額は収入額よりも少く、凡そ収入額の五分から一割位は収入が支出に超過する有様にある。三人暮で収入の支出に足らないのは働手が少い爲めであ

り、八人暮で収入の足らないのはまだ幼少の子供でも多いといつたやうなことで、働手に對して食手の多い爲めと見る外はないが、ともかく四人暮以上七人暮以下の世帯に於てたとへ僅かたりとも収入が支出に超過するは、稼ぐに追付く貧乏なしといふ事實を雄辯に物語るものとせなければならぬ。

然し右は三十世帯を平均して見た所に表はれたる事實だから、之を以て直ちに實狀然る有様を現實に示すものと爲すことは出來ぬ。實狀としてはかゝる平均をせないで、収入と支出との過不足を一定金額標準に於て示す所の世帯數を實數のまゝに見る必要がある。その表として作られたるものは左の通りである。

第三表 收支過不足調

摘要	
一家人員	三人暮
世帯數	四八
	五人暮
	六八
	七五
	八二
	計
	三〇

第三表の示す所によると、世帯主の収入だけでは一家の支出に不足を告ぐるのが大多数で、三十世帯中二十九世帯はそうである。然かも就中二十六世帯に於ては月額十圓以上の不足を示して居る。然るに世帯全収入と支出額との比較に於て表はるゝ所では、収入の不足せる世帯は

十四世帯で、然かも十圓以下の不足を示すもの四世帯に過ぎないで、他の十世帯は十圓以上の不足を示して居る。所が他の十六世帯に在つては収入は支出に超過し七世帯に於ては其の超過額十圓未満だが、九世帯に於ては十圓以上となつて居る。此の實狀に照して考へられることは、

世帯主収入 ヲ以テ支出 額ヲ支辨シ テ						世帯全収入 ヲ以テ支出 額ヲ支辨シ テ					
ノモ ノ 足不			ノモ ル ア 餘剩			ノモ ノ 足不			ノモ ル ア 餘剩		
計	十圓未滿	十圓以上	計	十圓未滿	十圓以上	計	十圓未滿	十圓以上	計	十圓未滿	十圓以上
三	二	一	二	二	一	五	一	四	一	一	一
三	一	三	三	三	三	八	三	六	一	一	一
四	二	三	二	一	三	六	一	六	一	一	一
一	一	一	四	二	三	四	一	四	一	一	一
三	一	三	三	二	二	四	一	四	一	一	一
三	一	三	一	一	一	二	一	三	一	一	一
一四	四	一〇	一六	七	九	二六	三	二六	一	一	一

一家の全收入を以てして尙ほ支出に不足するもの、數の比較的も多く、然かもその大多數は十圓以上の不足のものであり、その不足を示すものが六人暮の世帯を除く外何れの大さの世帯にも二三世帯づゝあり、ともかく不足を示す世帯十四の多きに居り、調査世帯總數三十に對して總て其の半數たることである。之ではあまり稼ぐに追付く貧乏なしとも謂へぬ次第で、人を以て、炭坑労働者の生計の實狀の收支計算上あまり良好ならざる状態にあるを思はしむるに足るものがある。惟ふに多數労働者の家計に於ける貯金の不可能、引いて労働者に對する一般的社會保險の必要、其の保險の構成上に於ける雇主と國庫との保險費用に對する負擔の必要等のことは、此の一端の實狀に照しても考へ得らるであらう。